

## 旧村の予算書から見た

## 明治の地方自治と独歩の給与

林 寅喜

(会員 佐伯市中之島)

今私の手元に一冊の予算書がある。それは明治二十一年（一八八八）我が国に市町村制が布かれ、翌二十二年第一回公職選挙が施行されて地方自治制度が発足してから、三年後に可決成立した明治二十五年度の旧『西上浦村補正予算書』である。そこで、この予算書を通して初期の地方自治を紹介し、余談として当時の村長と独歩の給与について、思うところを書いて見たい。

## 予算書の形式について

款・項（今は目・節まで細分化している）に分類して前年度予算額と当年度予算額を比較対照する形式は、百年以上過ぎた今日でも全く変わっていない。

## 予算総額

歳入額 六百六拾九円五拾錢四厘

歳出額 六百六拾九円三拾九錢

差引残金 拾一錢四厘 と歳入過剰としている。

註現在では差引零となるよう処理される。

## 歳入の主なもの

国庫支出金 国税徴収手数料（税額の四％）

県交付金 県税徴収手数料（税額の四％）

村 税 戸別錢（村民税）と地価割（固定資産税）

小学校授業料 児童一人当り月額二錢

（この年沖鶴尋常小学校では二学級で百

二十人在籍していたへ学校百年史より）

雑収入 不要品売却代・し尿売払い代

臨時費 財産収入（共有林売却代）

歳出の主なもの

## 役場費

給 料 村長年棒九拾円・収入役同六拾円・書記

同三拾六円・使丁同三拾円

雑 給 助役・学務委員費用弁償

需要費 提灯張替え・桶輪替え他

消耗品費

諸用紙・石炭油・蠟燭ろうそく・つけ木・ランプ  
灯心とうしん代他

賄費

宿直弁当代

通信運搬費

会議費

雑給

議員費用弁償

他に備品費・消耗品費・雑費

教育費

給料

訓導月俸七円・雇教員同二円七拾五銭

雑給

旅費・恩給基金

需要費

他に備品費・消耗品費

衛生費

伝染病予防費

諸税負担

郡費負担・組合費負担

(佐伯町他二十三村学校組合分担金)

予備費

以上が予算科目別の主な内容であるが、村はこの年共  
有林を売却して収入金百五拾円を追加補正し、役場の購  
入費に充当している。つまり村は発足したものの三ヶ年  
もの間役場も議場もなく、議会は民家の座敷を借りて開

会していたと思われ、会議費の中に議場借宅料として二  
拾銭計上している。

明治の地方自治

この予算書から、明治二十二年に始まった我が国初期  
の地方自治に於いて、町村長が行った行政執行の責務を  
列記すると、

- ・ 兵事と戸籍の事務
  - ・ 学校教育の推進
  - ・ 伝染病予防の徹底
- の三つを基本としていたことが分かる。

まず兵事は、明治五年（一八七二）に頒布はんぷされた徴兵  
令に基づく壮丁の監理事務を遂行することであり、戸籍  
は同四年の戸籍法公布に基づく事務であった。また、学  
校教育は同五年の学制制定から、十二年の教育令制定に  
よって一層内容が強化され、衛生費に見る伝染病予防は、  
医学の進歩と共に住民の健康を守るため、種痘を中心と  
してコレラ・チフス・赤痢等、伝染病に対する予防接種  
の徹底を図ることであり、現在の町村長とはその責務に  
格段の開きがある。

註小学校が義務教育になったのは大正八年（一九一九）

のことで、それ以前は各小学校共授業料を徴収していた。月額は二銭（別紙参照）であったとするが、これを今の貨幣価値に直すと二千円位ではなからうか。したがって、子供が多く生活が苦しい家庭では、満足に教育を受けさせることが出来なかつたと思われ、児童数も限られていたようである。なお、明治初年の開校時には各村浦共寺か庵、または空き家の民家を利用していたらしく、児童数が増えるにつれて校舎建築を必要としながらも、国庫補助法が施行されたのは明治三十二年（一九一九）のことであるから、その間は各自治体で費用を捻出せざるを得なかつた。

次にこの予算書では、歳出は役場費・会議費・教育費・衛生費・諸税負担・予備費の六款（款Ⅱ主たる科目のこと）から成っているが、昭和五十年代の旧佐伯市では十三款と倍増している。

それは、明治・大正・昭和と百年に及ぶ地方自治制度の中で、国勢の発展と併せ戦後は国民中心の政治が行われるようになった。その結果地方では、複雑に多様化する予算の執行を円滑に推進するため、必要に応じ款を設

けて来たからである。

最近はまだ地方の時代といわれ、合併によって自治体の強化が図られつつあり、今後は行政面も予算面も益々多様化して行くであろう。平成十七年度の新佐伯市予算書は十四款であるという。

#### 村長と独歩の給与差

明治二十六年、二十三歳の青年独歩が徳富蘇峰の紹介により鶴谷学館の英・数教師として赴任して来た時、彼の報酬は月額二拾五円（前任の教師へ三十四・五歳）は三拾円）であつたという。この年西上浦の村長石田碩太郎は年棒九拾円、月額にして七円五拾銭であつた。多分この報酬額は郡役所（旧地方事務所、現在の振興局）の指導によって、南海部郡二十三ヶ町村が足並みを揃えていたものと思う。

当時の町村長は公選とは名ばかりで名誉職でもあつたが、その報酬が若い教師の三分の一以下と知って驚いたに違いない。恐らく郡長や佐伯町長でも精々拾円前後ではなかつたらうか。世評では当時二拾五円の給与は、町の中でもトップクラスであつたという。

因みに予算書から他の職員の給与を拾って見ると収入役が五円、書記が三円、給仕が二円五拾銭、小学校の訓導は優遇されていたのか七円で収入役より二円高いが、雇教員の場合二円七拾五銭と給仕並である。

ところで、小学校と私学の教師間に給与差があったことは否定しないが、独歩の二拾五円に比べれば雲泥の差である。如何に彼が優遇されていたかが分かる。

そう考えてみると、独歩が永い間佐伯に滞在し得なかつた主たる原因は学内での紛争が発端であるとしながらも、給与の面（前任者もそうであったかもしれない）では随分『せらわれ』（妬む羨む）ていたと思われ、後年佐伯を題材とした数々の名作を残す作家となることなど、知る由もなかつた世間の風当たりは強く、それも離伯に拍車を掛けた一因ではなかつたらうか。

残された一旧村の予算書から、愚考して紹介した次第である。

第 四 号 納

全 額 納 金 額 自 多 授 業 科

右 明 治 三 十 三 年 三 月 廿 日 限 り 納 付 ス へ シ

明治三十三年 二月廿日 木立村長山内 健

二月廿日 敬命